東筑摩塩尻ＰＴＡ連合会規約

第１章　組織名称及び事務所

（名称及び組織）

第１条　この会は、東筑摩郡及び塩尻市区域内の公立の小学校及び中学校のＰＴＡ（以下「単位ＰＴＡ」という。）をもって組織し、東筑摩塩尻ＰＴＡ連合会（以下「本会」という。）と称する。

（本会の事務所の位置）

第２条　本会の事務所は、松本市開智２丁目３番２８号東筑摩塩尻教育会館内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は、単位ＰＴＡの連絡協調を図り、その発展を助長することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　会員相互の資質向上に関する事業

⑵　ＰＴＡ活動等の調査、研究及び協議に関する事業

⑶　ＰＴＡ活動等の情報提供に関する事業

⑷　関係諸団体との連絡及び協調に関する事業

⑸　その他目的を達成するため必要な事業

第３章　役員及び任務

（役員の種別及び定数）

第５条　本会に次の役員を置く。

⑴　会長　１名

⑵　副会長　４名

⑶　常任委員　１１名

⑷　監事　２名

⑸　幹事　若干名

（役員の選出）

第６条　会長、副会長及び監事は常任委員会で選出し、委員会の承認を得る。

２　副会長の選出は、父親代表１名、母親代表２名及び東筑摩塩尻校長会（以下「校長会」という。）推薦１名とする。

３　常任委員は、別表１のブロック毎の２学校から１名ずつ及び校長会推薦１名を選出し、委員会の承認を得る。

４　幹事は、委員会の承認を受け、会長が委嘱する。

（役員の職務）

第７条　会長は、会務を総理し、本会を代表する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。うち１名は委員会の議長となる。

３　常任委員は、第４条の事業推進のため業務を執行する。

４　監事は、本会の会計及び事業を監査する。

５　幹事は、本会の会計及び会務を処理する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は、定期委員会から次年度定期委員会までの１年とする。ただし、再選を妨げない。

２　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員の任期を満了した場合は、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。
（委員）
第9条　本会に委員を置く。
２　委員は、単位ＰＴＡの次に掲げる会長及び副会長が充たるものとする。
⑴　会長１名
⑵　副会長の内父親代表　１名
⑶　副会長の内母親代表　１名
⑷　副会長の内教師代表　１名
（顧問）
第１０条　本会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、会長が委嘱する。
３　顧問は、特定の重要事項について、会長の諮問に応ずる。
（事務局）
第１１条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局に必要な職員を置き、会長が任免する。
３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、常任委員会の議決を経て会長が別に定める。
（役員等の報酬等）
第１２条　役員、委員及び顧問は、無報酬とする。ただし、長野県ＰＴＡ連合会の副会長又は理事に選任されたときは、別表2の手当を支給することができる。
第4章　委員会及び会議
（会議の種類）
第１３条　会議は、委員会、小委員会、常任委員会及び単位ＰＴＡ会長会とする。
（委員会）
第１４条　委員会は、定期委員会及び臨時委員会とする。
２　定期委員会は、毎年１回5月に開催する。
３　臨時委員会は、常任委員会が必要と認めたときに開催することができる。
４　委員会は、会長が招集する。
５　委員会は、第9条の委員をもって構成する。
６　委員会の議長は、副会長をもってこれに充てる。
７　委員会の付議事項は次に掲げる事項を審議する。
⑴　事業計画の決議に関すること。
⑵　収支予算に関すること。
⑶　規約等の改廃に関すること。
⑷　前3号に掲げるもののほか会長が必要と認めた事項
８　会長は、急施を要し、委員会を開催する暇がないと認めたときは、前項の事項について、常任委員会の決議をもって処分することができる。ただし、この処分について会長は、次の委員会に報告し、承認を求めなければならない。
（小委員会及び常任委員会）
第１５条　小委員会及び常任委員会は、会長が必要に応じて開催する。
２　小委員会及び常任委員会は、会長が招集する。
３　小委員会及び常任委員会の議長は、副会長をもってこれに充てる。
４　小委員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。
５　常任委員会は、会長、副会長、幹事及び常任委員をもって構成する。
６　小委員会は、常任委員会に付議事項及び本会の重要事項について審議する。
７　常任委員会の付議事項は次に掲げる事項を審議する。

⑴　委員会の招集及び委員会に付議すること。
⑵　規約、旅費等に関する規程及び慶弔規程の改廃に関すること。
⑶　収支予算及び補正予算に関すること。
⑷　前３号に掲げるもののほか会長が付議すること。
（単位ＰＴＡ会長会）
第１６条　単位ＰＴＡ会長会は、会長が必要に応じて開催することができる。
２　単位ＰＴＡ会長会は、会長が招集する。
３　単位ＰＴＡ会長会の議長は、副会長をもってこれに充てる。
４　単位ＰＴＡ会長会は、単位ＰＴＡ会長、郡ＰＴＡ正副会長及び幹事をもって構成する。
（専門委員会の設置）
第１７条　本会に円滑な事業運営をするため、専門委員会を置くことができる。
２　専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は細則によって定める。
（事業報告及び決算）
第１８条　本会の事業報告及び収支決算は年度終了後、２月以内に監事の報告を経て常任委員会の承認を受けなければならない。
（経費の支弁）
第１９条　本会の経費は、分担金、補助金、その他収入をもってこれに充てる。
２　前項に規定する分担金の割合は別表３に定めるところによる。
（会計年度）
第２０条　本会の会計年度は、毎年4月１日に始まり、翌年の3月３１日に終わるものとする。
（補則）
第２１条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
２　細則の変更は常任委員会においてこれを行う。

附　則
第1条　第１１条による分担金の額は、委員会において決める。
第2条　本規約は、昭和４７年5月２０日より実施する。
附　則
この規約は、昭和５２年5月３０日より施行する。
附　則
この規約は、昭和５３年5月２９日より施行する。
附　則
この規約は、昭和５９年5月２８日より施行する。
附　則
この規約は、平成7年5月２０日より施行する。
附　則
この規約は、平成１２年5月２０日より施行する。
附　則
この規約は、平成１４年5月１８日より施行する。
附　則
この規約は、平成１５年5月１７日より施行する。
附　則
この規約は、平成１７年5月１４日より施行する。
附　則
この規約は、平成１８年5月１３日より施行する。

附　則

この規約は、平成１９年5月１２日より施行する。

附　則

この規約は、平成２１年5月9日より施行し、平成２１年4月１日から適用する。

附　則（平成２２年2月１３日臨時委員会）

この規約は、平成２２年4月１日から施行する。ただし、別表１の改正規定は、平成２３年度から、第5条第２号及び第6条第２項の改正規定は、平成２５年度から施行する。

附　則

この規約は、平成２７年５月９日より施行する。

別表１（第6条関係）

地区別学校区分

地　区	範　　囲
ブロック1	桔梗小、広丘小、吉田小、丘中
ブロック2	塩尻東小、塩尻西小、片丘小、宗賀小、洗馬小
ブロック3	朝日小、山形小、塩尻中、塩尻西部中、広陵中
ブロック4-1	木曽楢川小、生坂小、麻績小、筑北中、両小野中
ブロック4-2	筑北小、坂井小、楢川中、生坂中、聖南中

別表２（第１２条関係）

役員の手当

区　　分	手　　当
長野県ＰＴＡ連合会副会長	月額2，０００円
長野県ＰＴＡ連合会理事	月額1，０００円

別表３（第１９条関係）

１　単位ＰＴＡの分担金負担割合

区　分	算　　出　　方　　法
会員割	児童・生徒数に教職員数を加えた数に３７０円をかけた金額
均等割	１単位ＰＴＡ当たり5，０００円

２　児童・生徒数及び教職員数は、毎年5月１日現在の学校登録数による。